札幌市感染症予防計画(案)

概要版

皆さまからのご意見を募集します

~パブリックコメントの実施について~

募集期間:令和5年(2023年)12月22日(金)から

令和6年(2024年)1月24日(水)まで【必着】

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国は今後の感染症危機に向けた備えを推進するため、令和4年(2022年)12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」(以下「感染症法」という。)を改正しました。

この改正により、国、北海道、札幌市はそれぞれの役割に応じて、1類~5類の感染症に加え、新たな感染症危機に備えた病床及び外来医療の体制、検査体制、保健所の人員体制等の強化を図るため、新たに数値目標を定めた「感染症予防計画」を策定することとなりました。

札幌市の「感染症予防計画」は、国の指針及び北海道の「感染症予防計画」の記載内容との整合性をとる必要があります。

この度、「札幌市感染症予防計画(案)」を策定いたしましたので、広く市民の皆さまにお知らせし、ご意見を募集いたしますので、次ページからの計画案概要や、別に配布しています計画案本書をご覧のうえ、添付のご意見募集用紙か、これに準じた様式でご意見をお寄せください。

※いただいたご意見につきましては、個別の回答はいたしませんが、ご意見の概要とそれに対する市の考え方と併せて公表いたします。

主な資料配布場所

- 札幌市保健所(3階エレベーター横パンフレットコーナー)
- 市役所本庁舎(2階市政刊行物コーナー)
- 各区役所総務企画課広聴係
- まちづくりセンター

令和5年(2023年)12月

札幌市

市政等資料番号 01-F06-23-2285

〈ご意見の募集要項〉

1 募集期間

令和5年(2023年)12月22日(金)から令和6年(2024年)1月24日(水)まで 【必着】

2 ご意見の提出方法

(1) ホームページ(アンケートフォーム)からの場合 札幌市公式ホームページ上(下記 URL)の「ご意見入力フォーム」に必要事項を 入力し、お送りください。

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/kansen/yoboukeikaku.html



(2) ご持参・郵送の場合

最終ページの「ご意見用紙」に必要事項を記入し、下記までご提出ください。 ※ご持参の場合、受付は平日の 8 時 45 分から 17 時 15 分までとなります。 〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 5 階 札幌市保健所感染症総合対策課計画担当係

(3) FAX の場合

最終ページの「ご意見用紙」に必要事項を記入し、下記までお送りください。 FAX 番号: 011-622-5168

(4) 電子メールの場合

件名を「札幌市感染症予防計画案への意見」として、ご住所・お名前 (フリガナ)・ ご年齢を記載の上、下記アドレスにお送りください。

メールアドレス: kansenkakari@city.sapporo.jp

【留意事項】

- ・ お電話・口頭によるご意見の受付、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご意見の概要を公表する際には、ご住所・お名前等は公表いたしません。
- ・ 概要版または本書版の何ページのどの項目に対するご意見かわかるようにご記入 ください。

1 計画策定の背景等

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国は今後の感染症危機に向けた備えを推進するため、令和4年(2022年)12月に感染症法を改正しました。

この改正により、国、都道府県である北海道、保健所設置市である札幌市はそれぞれの 役割に応じて、1類~5類の感染症に加え、新たな感染症危機に備えた病床及び外来医療 の体制、検査体制、保健所の人員体制等の強化を図るため、新たに数値目標を定めた「感 染症予防計画(以下「予防計画」という。)」を策定することとなりました。

また、札幌市の予防計画の策定にあたっては、国の基本指針¹及び北海道の予防計画の記載内容と整合性をとる必要があるとともに、北海道が設置する「北海道感染症対策連携協議会」で協議を行い、附属機関である「札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議」にも諮ります。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症への対応について、「札幌市新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応に係る検証報告書」を作成しており、この検証報告書で捉えた検討課題への対応については、本計画以外に、令和6年度(2024年度)以降に改定を進める「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画」等の中で、整理を進めます。

2 計画(案)の目的等

1 目的:感染症危機への備え

2 対象:本計画の対象となる感染症は感染症全般(1類~5類、新興感染症²等)であり、 類型や主な疾病等については、下記のとおりとなります。

類型	主な疾病(感染症)
1類	エボラ出血熱、痘そう(天然痘)等
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ等
2 類	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ等
3 類	コレラ、赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等
4 類	E 型肝炎、デング熱、エムポックス、マラリア等
5 類	新型コロナウイルス感染症³、インフルエンザ等
新感染症・指定感染症	未知の感染症、既知の感染症で政令で指定する感染症

3 計画期間

令和6年度から令和11年度(2024年度から2029年度)までの6年間

¹ **国の基本指針**: 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(令和5年(2023年)5月)

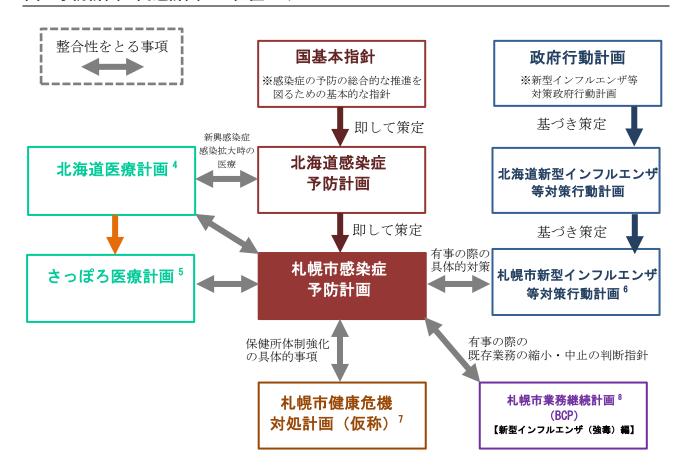
² 新興感染症:新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症を指す。

³ 新型コロナウイルス感染症:新型コロナウイルス感染症((病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年(2020年)1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。

3 予防計画と関連する各計画との位置づけ

札幌市の予防計画は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)における医療計画や地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)に基づく健康危機対処計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)に基づく行動計画との整合性もとる必要があり、これらの計画との関係は下記の図のとおりとなります。

図 予防計画と関連計画との位置づけ



⁴ 北海道医療計画:医療法に基づく今後の医療提供体制の充実・強化を図ることを目指す計画

⁵ **さっぽろ医療計画**: 札幌市の目指すべき医療提供体制を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を体系化した、札幌市独自の計画

⁶ 札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画:新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型インフルエンザ等 流行時における札幌市の対応方針で、感染拡大防止のための臨時的対策等について定めた計画

⁷ **札幌市健康危機対処計画(仮称)**:地域保健法に基づく、感染症危機発生時に速やかな有事体制の移行や業務の絞り込み等をあらかじめ定める計画

⁸ 札幌市業務継続計画(新型インフルエンザ(強毒編)(BCP):新型インフルエンザ等流行時において、行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策及び継続すべき重要な業務などの優先業務へ人員を配置するなど最低限必要な業務を維持するための事前計画

4 計画(案)の記載事項

1 主な項目

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、本計画の**主な項目**について、下記のとおり抜粋して記載しています。(詳細は本書をご確認ください。)

項目	平時 (既存の感染症発生時の対応)	有事 (新興感染症の発生及びまん延時)
検査体制 【目次:第5】	・衛生研究所による検査体制、検査能力の向上・民間検査機関等との協定の締結により連携体制の確保	・衛生研究所による発生初期検査の実施・協定に基づく民間検査機関での検査体制に移行し患者増に対応
医療体制【目次:第6】	・保健所、感染症指定医療機関 ⁹ 、医師会等専門職能団体との緊密な連携 ・医療機関との協定締結(北海道) ・医療提供体制整備に向けた数値 目標の設定(北海道)	・北海道が締結する医療機関との 協定に基づき医療機関と連携し た医療体制の構築 (病床確保、発熱外来の実施等)
移送体制 【目次:第7】	・消防機関や民間移送事業者との協定 締結による体制の確保 ・平時からの感染症患者を想定した移 送訓練の実施	・感染者増により、保健所のみでは移送が困難となった場合に、協定に基づき民間移送事業者等へ委託
宿泊療養体制 【目次:第9】	・宿泊事業者との協定締結による体制 の確保	・協定に基づき円滑に宿泊療養施 設を開設
クラスター対策 【目次:第 10.13】	・研修や訓練により高齢者施設等と平時からの連携を強化・医療専門職等の人材育成、専門機関との平時からの連携	・高齢者施設等で感染症がまん延しないような環境を構築
感染症に関する啓発 【目次:第12】	・感染症患者等の人権の尊重・差別防止に関する啓発等を実施 ・研修や相談の場を通じた感染症に対する正しい知識の普及	・報道機関等と患者等発生時の報道方法について検討・感染症患者等の人権の尊重・差別防止に関する啓発等を継続
保健所体制 【目次:第 14】	・感染症対策等に関する研修や訓練の実施・ICT 活用、業務委託化等への対応・健康危機対処計画の策定(保健所体制)	・健康危機対処計画をもとにした 保健所の有事体制への移行 ・業務内容の整理、ICT 活用、外 部委託化等の実施

⁹ 感染症指定医療機関:北海道が指定する1類感染症患者等の医療を担当する医療機関

2 医療提供体制・予防まん延防止措置体制の確保に必要な項目の数値目標

予防計画では、感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、 又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして、厚生労働省令で定める体制 の確保に係る事項について、**数値目標を設定**する必要があり、札幌市では下記のとおり、 数値目標を設定しています。

なお、対象とする感染症は、感染症法に定める新興感染症を基本とし、新型コロナウイルス感染症への対応を想定していますが、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合には、国や北海道との協議等を経て、状況に応じた機動的な対応を行うものとします。

各項目の積算根拠の詳細は、**本書の 54 ページ**に記載しているほか、下記ホームページに補足資料を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/kansen/yoboukeikaku.html

表 札幌市感染症予防計画における各項目の数値目標(案)

	時期			
項目	平時	流行初期	流行初期以降	積算根拠
		(国公表1カ月後)	(国公表6カ月後)	
PCR 検査の実施能力		E00 /# / 🗆	2.770 /4 /口	北海道の数値目標案
(1日当たりの検査可能数)		500 件/日	3,770 件/日	と人口割合から算出
PCR 検査機器数		3台	4 台	市衛生研究所の現有
(市衛生研究所分)		3 🗖	4 🗖	台数等
		360 室	980 室	北海道の数値目標案
宿泊施設居室確保数				と人口割合から算出
				第2次札幌市まちづ
 研修・訓練回数	3回/年			くり戦略ビジョン・ア
初 1 岁 1	3 四/ 平			クションプラン ¹⁰ にお
				ける数値目標
				コロナ対応時の札幌
保健所人員確保数		400 人		市の従事職員数の実
				績値より算出
THEAT ¹¹ 研修受講者数	5 人/年			コロナ対応時の札幌
IIILAI 班廖文碑有数	3 八/ 十			市の実績値

¹⁰ **第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023**:幅広い分野を対象とした札幌市のまちづくりに係る中長期計画

¹¹ **IHEAT**: Infectious Disease Health Emergency Assistance Team の略名で、令和 3 年度から開始した、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する制度

令和5年10月31日時点

1 目的

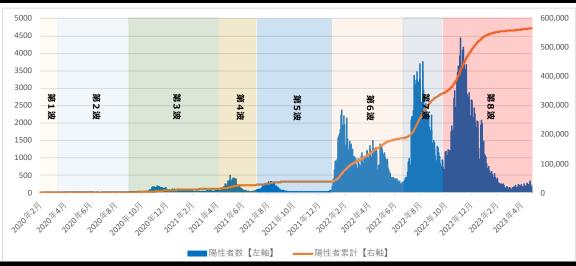
札幌市は、令和2年2月14日に市内で初めて新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の患者が確認されてから、3年以上にわたり、感染対策や医療提供体制の整備等の取組を行ってきた。

具体的には、札幌市医師会をはじめとした関係団体などと連携を図りながら、流行の波やウイルスの変異の状況に応じた病床や検査体制の確保、ワクチン接種体制の充実等に努めてきたところである。

コロナは、これまで原則、隔離等が必要な、感染症法上の「2類」相当の位置づけであったが、令和5年5月8日には、「5類」に変更された。

これまでの経験は、今後、起こり得る新興・再興感染症に対する備えに生かしていくことが重要である。 そのため、この間の取組等について、専門家の意見や市民の声等も取り入れながらしっかりと振り返りを 行い、将来に向けた検討を進めることを目的として本書を作成するものである。

2 市内陽性者数の推移



3 取組検証

主な取組・振り返り・今後に向けて

【主な取組】

- ○保健所体制の強化・整備(保健所職員の増員、医療対策室の設置等)
- ○危機管理局の統括による全庁一体となった感染症対策(市感染症対策本部会議の運営等)
- 〇札幌市感染症対策本部感染症対策検討・実施アドバイザーの委嘱、危機管理局参与(感染症対策担当)の任用、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の設置

【振り返り】

- ○初動期においては、保健所の業務が過大となり、余力がなかったが、危機管理局内に設置した感染 症対策室で調整統括業務、保健所に設置した医療対策室で医療保健分野を担う等、役割分担を図り 感染症対応を推進
- 〇様々な機会において感染症対策検討・実施アドバイザーや、危機管理局参与、専門家会議の委員からの助言を得て、市としての取組を検討

【今後に向けて】

- 〇平時における保健所対応から、有事における全庁体制への迅速な切り替えを可能とする体制の整備
- ○平時からの医療機関との連携体制等の維持・強化の推進、感染症予防計画への反映
- ○初動体制の強化、迅速化に向けた、新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、実用的マニュア ル等を整備
- ○感染拡大期に備えた保健所の人員体制、各局区の優先業務を整理し、BCPを改定

【主な取組】

- ○国内外の発生状況・変異株等の感染症に関する情報や、国等の政策に関する情報を収集・共有
- ○市内の実効再生産数や主要駅の人流等を分析・共有
- 〇下水中のウイルスを検査・監視する下水サーベイランスを実施

【振り返り】

〇下水サーベイランスについては、北海道大学からの調査協力依頼を契機として開始。市公式 H P において市民向けにも公開を行っているほか、国の実証実験へも参画。流行状況把握を補完する指標として活用

【今後に向けて】

- 〇迅速・適切な初動対応には情報収集・分析が重要であるため、新型インフルエンザ対応マニュアル の更新や平時からの意識付けを実施
- ○有事において、情報収集を含めた政策判断を補助する部門を迅速に編成
- ○感染動向の把握に下水サーベイランスが有用であったことを受け、市独自のサーベイランスの検討

実施

体制

【主な取組】

- 〇市公式HP・SNS等の広報媒体や報道機関への資料提供、市長記者会見等を通じた情報発信
- ○緊急事態宣言下において、北海道知事等との連名による市長メッセージの発出
- ○支援策をまとめた「生活支援ガイド」や業種別ガイドラインの概要版の作成

【振り返り】

〇市公式HPの掲載内容が肥大化し、必要な情報へのアクセスが困難となったこと等を受け、陽性 時の対応をまとめた「療養ナビ」を構築して、市民が電話相談をしなくても、自らが必要な情報 を得ることができるよう、情報発信の手法を改善

【今後に向けて】

- ○コロナ対応で得た教訓を踏まえ、情報発信の体制や手法の再検討、行動計画への反映
- ○感染症やその予防対策について多様な考え方がある中で、市民に対立が生じないよう、配慮した 表現で情報を発信
- 〇関係団体や民間事業者との連携のため、平時からの協力体制の構築、ネット広告等の新たな手法 について調査・研究

【主な取組】

- ○緊急事態措置、まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を踏 まえた取組
- ○学校の臨時休業、市有施設の臨時休館等による利用制限、市主催のイベント中止・延期 【振り返り】
- 〇市では、北海道が決定した措置に応じて感染防止策に取り組むとともに、措置の決定前にも北海 道と緊密に協議し、適切な措置が講じられるよう働きかけた

【今後に向けて】

- ○行動制限の要請は市民生活等への影響が甚大であることから、可能な限り最小限の範囲に収まる よう留意が必要
- 〇流行拡大期に迅速かつ的確に対策を講じるため、行動制限の必要性等の指針を整理のうえ、行動 計画を改定
- 〇病原体やそれによる感染症の性状・特徴が未知の状況下では、最悪の事態を想定した対応を取ら ざるを得なかったことから、措置に対する理解促進と負担軽減の両立への備えが必要

○救急安心センター(#7119)での帰国者・接触者相談センター機能の確保、一般電話相談 窓口の開設、インターネット等を活用した電話相談の補完機能の強化

【振り返り】

- 〇第6波の流行拡大時に、WEB7119の開設など、インターネットを活用した相談体制の充実 【今後に向けて】
- ○委託により外部コールセンターを速やかに開設する手順の整理
- 〇ホームページやチャットボット等の I C T の早い段階からの活用

【主な取組】

○帰国者・接触者外来、市PCR検査センターの設置、発熱外来・抗原検査キット配布による 検査体制・陽性者登録センター・札幌市医師会、札幌薬剤師会と連携した小児ドライブス ルー発熱外来の整備

【振り返り】

○第6波の流行拡大時に、従前の検査フローのみでは対応しきれなくなる可能性が予測された こと、抗原検査キットを活用した早期診断の重要性が増したことを受け、市内の薬局から 抗原検査キットを無料送付し、自身で検査し登録センターで診断を受ける体制を整備

【今後に向けて】

○流行拡大時の検体採取・検査は、市のみでは対応しきれず、状況に応じた適切な検査体制が 必要なため、有時に備えた平時からの関係機関との連携体制を構築

【主な取組】

〇入院受入医療機関と病床の継続的拡充、重症化リスクの高い患者(要介護高齢者等) 用の病床の確保

【振り返り】

- ○初期には、感染症対策検討・実施アドバイザーの助力により協力医療機関を拡大
- 〇第3波においては医療機関でのクラスターが多発。クラスターが発生した場合には、 コロナ患者の受入医療機関以外でも自院での対応を依頼
- 〇第4波以降も、病床のひっ迫等に対応し、医療機関へ働きかけて、随時、病床を拡充 【今後に向けて】
 - 〇病床の確保まで時間を要したことを踏まえ、平時から各医療機関の役割分担を定め、 速やかに移行できる体制を構築する必要

相

談

体制

検査:

体

制

医

|療提供体制

床

確

保

	主な取組・振り返り・今後に向けて				
医療	医療提供体制	判定プロセス	【主な取組】 ○検査結果の伝達から療養判定までの過程の簡素化 ○検査キットの結果を用いた陽性判定と療養判定の体制構築 【振り返り】 ○第3波以降、検査結果告知に遅延が発生したため、第6波においては電話連絡からショートメッセージへの転換(こくちまる)等を実施、以降、第7波への備えとして、「療養判定サイト」「陽性者登録センター」開設等の対応を実施 【今後に向けて】 ○自動化・ICT化を前提とした業務フローの構築		
		入院調整	【主な取組】 ○陽性者の入院調整、病床の状況を共有するシステム開発 ○自宅療養者の病状悪化に対応する入院待機ステーションの開設 ○流行拡大期における宿泊療養施設に対する臨時医療施設の機能付与 【振り返り】 ○市内大学の協力により病床の状況を共有するシステム(Covid Chaser)を開発し、 医療機関、北海道と連携して体制整備を図ることにより入院調整の円滑化を実施 ○流行再拡大の際に様々な要因で病床のひっ迫が生じ、入院調整に支障を来した 【今後に向けて】 ○非常時の専門性を有する職域の職員の動員を前提とした招集体制、BCP策定 ○流行拡大期には、医療機関との積極的な情報共有・発信により受入れの拡大が必要		
		自宅療養	【主な取組】 ○アプリ(こびまる)を活用した健康観察体制の構築、陽性者サポートセンターの開設 ○パルスオキシメーター、自宅療養セット送付による支援、療養証明書の発行 【振り返り】 ○第6波以降、プッシュ型の健康観察の対象を重症化リスクが高い方を中心とする重点 化を実施 【今後に向けて】 ○市民自身による平時からの備え(食料品等の物資)、啓発の実施 ○非常時における業務重点化や自動化の方針・手法の事前検討、訓練 ○早期にワンストップ相談体制を開始できる体制の整備		
		医療提供体制自宅療養者に対する	【主な取組】 ○在宅、オンラインによる医療提供体制の構築 【振り返り】 ○自宅療養者が増加した第3波より、電話診療やオンライン診療と継続的な健康観察を、 札幌市医師会と協力して開始。陽性者外来の開設等の対応を実施 【今後に向けて】 ○平時から、幅広い医療機関が対応する体制の構築が必要		
	積極的疫学調査	患者調査	【主な取組】 ○接触者の特定や感染源調査等の実施 【振り返り】 ○第6波以降、陽性者本人が濃厚接触者の基準に該当する方へ連絡する方法へ転換 【今後に向けて】 ○ICT技術を活用した効率的な調査手法を検討		
		クラスター対策	【主な取組】 ○クラスターが発生した施設等への直接訪問支援や現地対策本部設置等の積極的介入 【振り返り】 ○第2波、第3波においては、大規模クラスター発生時に災害派遣医療チーム(DMAT)や、国立感染症研究所の支援を得ながら現地対策本部を設置して対応。第4波においては、より早期に介入し機動的な対応を行うため、巡回等による支援を開始 ○第6波以降においては、医療機関や高齢者施設、障がい者施設に支援対応を重点化 【今後に向けて】 ○専門機関の支援を要する場面も想定した平時からの連携が重要		
		繁華街対策	【主な取組】 〇臨時 P C R 検査センターの開設、スクリーニング検査の実施 〇研修や意見交換会等の事業者と連携した対策の展開、ワクチンの職域接種の支援 【今後に向けて】 〇業態上感染が拡大しやすい店舗も多く、注目を集めやすいことから、様々な配慮のもとに事業者や関係団体と連携した感染対策が必要		

ワクチン接種体制の整備

医 療

保健

所体制

の整備

データ管理

【主な取組】

- ○医療機関と集団接種会場を基本とする接種体制の整備
- ○訪問接種や職域接種等きめ細かい対応による接種促進

【振り返り】

- 〇接種体制については、市内の医療機関での「個別接種」を中心とし、補完として札幌市等が 設置する「集団接種会場」での接種体制を整備、加えて高齢者施設等における「訪問接種」 や、事業者や大学などによる「職域接種」といった体制も確保しながら、接種を促進
- 〇ワクチンが安定的に供給されなかったことから、予約の殺到や、供給不足による予約取り消しなど混乱する場面が生じた

【今後に向けて】

○感染状況に応じて速やかに接種が開始できるよう平時から関係機関等と連携体制を構築

【主な取組】

- ○流行拡大に伴う初動体制から全庁体制への移行
- ○ⅠCT化やアウトソースの活用による効率的な体制への転換

【振り返り】

- ○初動対応において、保健所は現場対応や各種調整等に追われ、司令塔機能を果たせず、また、 全庁体制への移行に時間を要した
- 〇第2波以降、全庁応援体制が構築されたが、職員の入れ替えのたびに研修を行う必要があり、 また、応援体制の長期化により市政全般に多大な負荷が生じたことから、外部委託やシステム導入等の効率化を随時実施

【今後に向けて】

- 〇次なるパンデミックに備えた初動体制の見直しを 検討
- 〇コロナ対応における応援従事の経験を生かした 人材の活用
- ○全庁応援の早期解消を前提とし、流行拡大時の 外部委託やICT化のロードマップを事前に 想定した体制の検討
- ○協定締結等による団体や企業等との連携体制の構築



保健所講堂における対応状況 R2.10

【主な取組】

○早期の市独自システム開発によるデータ収集・管理体制の確立

【振り返り】

〇国や既存のシステムでは急増する陽性者等の情報に対応できなかったことから、令和2年5 月にデータを一元管理するシステムを開発。その後、改良しながら活用

【今後に向けて】

〇大量の情報の収集入力等をいかに効率化・委託化できるか、システムに情報を的確に収集し、 速やかに分析できるか等、次なるパンデミックに備えた検討が必要

【主な取組】

<個人向けの各種支援>

○特別定額給付金、子育て世帯に対する臨時特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、市営住宅の提供、税・保険料等の減免・猶予等、フレイル予防事業、児童生徒の学習機会の確保等

<事業者向けの各種支援>

〇中小企業融資制度の新設・拡充、飲食店等感染防止対策協力支援金給付事業、札幌市飲食店の未 来応援事業、サッポロ割やサッポロスマイルクーポン等の需要喚起策、テレワーク普及促進事業、 さっぽろ給付金付き再就職支援事業、社会福祉施設等への感染症対策物資配布事業、介護職員応 援派遣等

【振り返り】

〇流行状況にあわせて、需要喚起策により経済活動の活性化を図ったが、人々の活動、移動が活発になることにより、流行拡大の要因となると考えられる側面もあり、流行の拡大防止と社会経済活動の両立に向けてバランスを保つ難しさが課題とされた

【今後に向けて】

- 〇市民生活や経済活動への影響を見極めつつ、適切なタイミングでの支援や需要喚起策等の迅速な 実施が必要
- 〇次なる感染症危機に備え、状況に応じた支援を実施するため、今回の対応で得た知見を生かし、 BCPやマニュアルを改定

生活・経済の安定確

4 市民アンケート結果(抜粋)

調査方法・・・市民モニター480人を対象としたインターネットアンケート 設問数 30問

○ あなたがコロナの影響により、困ったことはどれですか。あてはまるものをすべてお選びくだ さい

外出制限、旅行の制限などの行動制限	56.3%
友人等との交流機会の減少	44.2%
特に困ったことはなかった	19.2%
自身や家族の健康悪化(身体的・精神的)	18.1%
収入の減少	17.9%

○ これまでの札幌市のコロナ対応(国や道の要請に基づくものを含む)の中で、あなたが評価できると考えることはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください

ワクチンの接種体制	33.8%
市長記者会見などを通じた流行の状況や感染防止策などの情報発信	26.3%
評価できる項目はない	25.4%
PCR検査センターや、抗原検査キット送付事業などの検査体制	21.0%
ホームページやSNSを通じた情報提供	20.6%

○ これまでの札幌市のコロナ対応(国や道の要請に基づくものを含む)の中で、あなたが評価できないと考えることはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください

該当する項目はない	46.9%
市長記者会見などを通じた流行の状況や感染防止策などの情報発信	15.0%
医療提供体制全般(発熱外来、入院など)	10.8%
ワクチンの接種体制	9.0%
市民への生活支援や経済対策	8.8%

○ 今後、コロナと同じような感染症が発生した場合に、あなたは札幌市にどのような施策を実践してほしいと考えますか。あてはまるものをすべてお選びください

発熱外来や入院病床の確保など医療提供体制の強化	66.0%
検査体制の拡充	47.1%
医療・介護従事者への支援	41.7%
生活支援・事業者支援策の充実	32.3%
集団感染発生施設への早期介入・支援	31.9%

5 主な専門家意見

初動対応について

感染症危機が発生した際に、初動期にすぐ動けるような具体的システムを構築し、備えておくことが必要である。また、いかに早く対応を終えることができるかが重要である。

札幌市としてよりリーダーシップを取るためには、市が率先して前に進む姿勢を見せることで、関係 先からの協力を早く取り付けることができるのではないか。

○ 感染症対応を行う人材について

市民の健康危機に関する情報を平時から収集、把握し、有事の際には即時に対応できるような業務を担う人材を確保しておくことが必要である。また、有事に備え、市立病院や市立大学の人材を育成することも一つの方法である。

感染症対応の初動期においては、自然災害等と異なり必要となる人員の規模を見込むことが難しいことから、最悪のケースを想定した備えが必要である。

また、外部人材の活用について、調整役として、大学教員の医療職に来てもらったが、直接医療提供に当たっている人以外のマンパワーをうまく生かすよう工夫が必要である。

将来に向けた対策としてICTの活用は重要な課題であるが、札幌でも優秀な人材を集めることができるとよい。また、大学はICT分野において、実際に対応を行いながら開発や運用を行うことに関して、より適していることから、うまく利用するとよい。

○ 平時からの備えについて

平時から、病院や関係機関における協力体制や役割分担を決めて訓練しておくことが必要である。

次のパンデミックの時には高齢化のさらなる進展が想定されることを踏まえ、限られた医療資源をどのように振り分けていくべきか等の議論を深めていくべきである。

今回、様々な課題が明らかになる中で、コロナ前からあった課題が浮き彫りになった部分もあること には留意が必要である。

感染症の諸症状を緩和するために市販薬を備えておくなど、市民自らがセルフケアに取り組むような 意識の醸成に、平時から取り組むことができるとよい。

○ 自然災害との関係について

今後は、感染症と地震等の自然災害が同時に起こる状況を想定した対策の検討を行っておくことが、 大切である。

北海道で想定されている日本海溝・千島海溝沖地震や、本州において首都直下地震や南海トラフ地震が起こった際には、札幌市に患者が搬送されることになり、災害医療と通常医療の両立が必要となるため、そういった札幌市の特殊性を考えておいた方がよい。

〇 要配慮者や支援者への対応について

在宅の高齢者、障がい者の方や、支援を要する方の家族、サービス提供者も大変な苦労があった。医療関係だけではなく、福祉関係等についても、特に感染リスクの高い人たちに対する支援の仕組みづくりに今回の教訓を生かしてほしい。

コロナに意識が集中するあまり、他の疾患の受診控えをしているような事例もあったため、感染症と その他の疾患のリスクに関してバランスをとることが重要である。

コロナの流行下において、ICTの活用による工夫、効率化が進んだが、高齢者施設や、障がい者施設の中には、財政的に厳しく、整備が進んでいないところもあるため、そのような取組を推進する施設に対する補助や支援にも取り組んでほしい。

○ 検証の手法について

流行の波ごとによる感染状況の違いや、当初のゼロコロナから、ウィズコロナへの方針のシフトなど、 状況の変化を踏まえた総括を行う必要がある。

生活・経済の安定確保の対策や人流抑制対策に関する効果検証を行い、特に有効と思われる対策を次に生かす必要がある。

「札幌市感染症予防計画(案)」についてのご意見用紙

札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課計画担当係

FAX 011-622-5168

※概要版と本書のどのページ・項目へのご意見かが分かるようにご記入ください。

ページ番号・項目名	ご意見
(お名前・フリガナ)	(年齢) 該当する年代に〇を付けてください。 ①10歳代以下 ②20歳代
	③30 歳代 ④40 歳代 ⑤50 歳代 ⑥60 歳代 ⑦70 歳代 ⑧80 歳代以上
(ご住所)	

令和6年(2024年) 1月24日(水)までに、ホームページ(アンケートフォーム)、郵送、FAX、電子メールなどによりお送りください。

≪お問い合わせ先≫

札幌市保健所感染症総合対策課計画担当係

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 5階

TEL: 011-590-1107 FAX: 011-622-5168 電子メール: kansenkakari@city.sapporo.jp/hokenjo/kansen/yoboukeikaku.html



- ※ ご持参の場合、受付時間は平日の午前8時45分から午後5時15分までです。
- ※ お電話によるご意見の受付は行っておりません。
- ※ お名前、ご住所等は集計以外の目的に用いることはありません。個人情報保護法の規定に従って 適正に取り扱います。